

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月25日

【会社名】 株式会社F C E

【英訳名】 F C E I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石川 淳悦

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役コーポレート本部長 加藤 寛和

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 石川淳悦及び取締役コーポレート本部長 加藤寛和は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースで財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

DX推進事業、教育研修事業 及びそれらに関連するコンテンツ提供を主たる事業とする当社グループにおいては、事業活動の規模を占める指標として売上高が最も適切な指標と判断しております。全社的な内部統制が有効であることを前提に、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から順次合算し、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達する事業拠点を、当社グループの主要なサービス提供を担い、事業運営及び収益獲得活動の中心となっていること等の事業特性を踏まえ、事業規模および中核性を勘案して「重要な事業拠点」としました。なお、当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）で再検討を行い、当該評価範囲が適切であることを確認しております。

当社グループの事業活動及び収益獲得活動は、DX推進及び教育研修を目的とした各種サービスの提供並びに関連コンテンツの制作・販売を通じて行われており、その結果として計上される売上高、売掛金及び売上原価等は、財務諸表に与える影響が大きいことから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目としました。選定した重要な事業拠点においては、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価対象としております。

さらに、選定した重要な事業拠点に関わらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きいプロセスとして評価対象に追加しております。具体的には、投資有価証券、棚卸資産の評価に係る業務プロセスを評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。